

目標Ⅰ 心温まる意識づくり

◆課題1 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する

現 況

「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」における「男女共同参画に関わる言葉の認知度」については、「セクシュアル・ハラスメント」は7割、「育児・介護休業法」は4割を超える人が「内容を知っている」と答えた一方、「男女共同参画社会」、「男女共同参画社会基本法」は、「聞いたことはあるが内容を知らない」と答えた人の割合が、いずれも4割を超えています。

また、「境港市男女共同参画推進条例」、「境港市女と男とのいきいきプラン」、「境港市男女共同参画センター」という本市の施策等については、「内容を知っている」と答えた人の割合は1割に満たない状況となっています。

「男女の地位は平等になっているか」については、「学校」、「家庭」では3割を超える人が「男女平等」であると感じていますが、「政治・行政」、「社会通念・慣習など」ではおよそ7割の人が「男性が優遇」または「どちらかというと男性が優遇」と感じています。

これらの結果を見ると、様々な場面で依然として男女平等が進んでいない現状があり、長い時間をかけて形づくられた固定的性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、一人一人が男女共同参画について正しく理解し、性別に関わりなく個性や能力を発揮することができるように、広報や各種研修による普及啓発に努め、男女共同参画についての理解を広げていくことが必要です。

〔男女共同参画社会〕

- ・男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

〔固定的性別役割分担意識〕

- ・男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。例えば、「家事や育児、介護は女性の仕事である」、「自治会長、職場の管理職は男性が向いている」などは、固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている事例です。

＝ 男女共同参画に関する言葉の認知度 ＝

【問】あなたは次の言葉を聞いたことがありますか。

[平成 29 年度境港市男女共同参画に関する市民意識調査]

	項 目	内容を 知っている	聞いたことは あるが 内容は 知らない	知らない	無回答
1	男女共同参画社会	30.5%	45.6%	22.6%	1.3%
2	女性差別撤廃条約	17.7%	45.9%	34.1%	2.3%
3	男女雇用機会均等法	52.1%	33.1%	12.8%	2.1%
4	男女共同参画社会基本法	11.1%	45.2%	41.7%	2.1%
5	境港市男女共同参画推進条例	5.9%	30.0%	61.5%	2.6%
6	女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン	2.3%	20.8%	74.6%	2.3%
7	境港市男女共同参画センター	6.7%	22.3%	68.7%	2.3%
8	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	6.2%	22.3%	69.0%	2.6%
9	ジェンダー（社会的性差）	18.2%	24.9%	54.1%	2.8%
10	セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）	72.6%	16.7%	8.5%	2.3%
11	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	23.6%	32.3%	41.3%	2.8%

＝ 各分野における男女の平等 ＝

【問】あなたは次の各項目の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

[平成 29 年度境港市男女共同参画に関する市民意識調査]

	項 目	男性が 優遇	どちらか という と男性が 優遇	男女 平等	どちらか という と女性が 優遇	女性が 優遇	わから ない	無回答
1	家庭で	8.2%	36.6%	32.0%	6.4%	1.5%	11.0%	4.3%
2	職場で	14.3%	31.7%	20.4%	6.7%	0.9%	16.5%	9.5%
3	地域で	8.5%	30.8%	22.9%	1.5%	1.2%	26.5%	8.5%
4	学校で	2.1%	11.9%	36.0%	1.8%	0.9%	37.2%	10.1%
5	政治や行政の場で	25.0%	36.3%	10.7%	2.1%	0.9%	18.0%	7.0%
6	法律や制度上で	14.0%	25.3%	25.9%	4.6%	1.8%	21.7%	6.7%
7	社会通念・慣習などで	23.8%	36.0%	14.0%	3.1%	0.9%	15.9%	6.4%

目標Ⅰ 心温まる意識づくり

課題1 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する

＝ 男女の平等のための考え ＝

【問】男女が平等な立場で協力しあっていくために大切なと思うこと（○は3つまで）

[平成29年度境港市男女共同参画に関する市民意識調査]

	項 目	全体	男	女	性別無回答
1	女性が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど積極的に能力の向上を図る	29.9%	28.4%	30.7%	100.0%
2	男性自身が生活者としての家事能力を身につける	28.4%	30.4%	26.8%	0.0%
3	男女がお互いの個性・能力を認め合い、補い合っているという認識を持つ	59.8%	58.1%	60.9%	100.0%
4	法律や制度の面で見直しを行い、性差別につながるものを改める	8.5%	6.1%	10.6%	0.0%
5	男女平等の視点に立った教育や学習を充実する	15.9%	12.8%	18.4%	0.0%
6	性別による様々な社会通念・慣習・しきたりを改める	16.5%	21.6%	11.7%	100.0%
7	家事・子育て・介護・地域活動についても、重要性を認識する	21.0%	18.9%	22.9%	0.0%
8	会話やコミュニケーションにより、お互いを思いやる気持ちを育てる	2.6%	26.4%	19.6%	0.0%
9	女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの向上	13.7%	9.5%	17.3%	0.0%
10	労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方が選べる	20.1%	18.9%	21.2%	0.0%
11	行政や企業などの指導的立場の人が理解を持つ	15.2%	12.2%	12.9%	0.0%
12	雇用形態、労働条件に男女の区別があれば、同等にする	12.5%	12.2%	12.9%	0.0%
13	行政や企業などの役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実する	6.4%	6.1%	6.7%	0.0%
14	その他	2.1%	3.4%	1.1%	0.0%
15	無回答	2.4%	2.7%	2.2%	0.0%

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

一人一人がまず家庭生活から意識改革を図るとともに、男女共同参画に関する研修・講座や意識啓発の機会に積極的に参加します。また、地域においても固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

事業者

男女共同参画の重要性を理解し、従業員の男女共同参画の意識啓発に関する学習機会への参画を促すなど、人材育成に努めます。

市民活動団体

男女共同参画の視点に立ち、自身の団体活動を見直すとともに、性別にこだわらず、ともに理解・協力しあえる地域社会づくりに取り組みます。

教育関係者

子どもたちにとって、性別にとらわれない個性をはぐくむ学校教育や保育の環境づくりに努めます。

市

市民、事業者、市民活動団体向けの男女共同参画意識を醸成するための事業や情報発信に努めます。あわせて、職員の意識啓発に取り組みます。

施策（１） 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します

【 施策の基本的方向 】

男女共同参画の理解を促進するため、市報、インターネットなどを活用し、男性、子ども、若年層などを含むあらゆる層に対し、男女共同参画社会の意義や必要性を正しく理解して認識を深めるよう、関係機関と連携しながら、わかりやすい広報・啓発活動を行います。

【 主 な 取 組 】

- ◇市報・ホームページの活用により、男女共同参画に関する広報活動を実施します。
- ◇学校、公民館、境港市男女共同参画センター等へ男女共同参画に関するパンフレットを配架します。
- ◇男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画の視点に立った人権研修会等を協働で実施します。
- ◇事業者向けに、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）等が開催する研修会等の情報提供を行います。

施策（２） 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します

【 施策の基本的方向 】

男女共同参画社会をより確かなものにするには、家庭・職場・学校・地域などで、男女が互いに人権を尊重するとともに、個性や能力を発揮していくことが大切です。

また、国際社会は、異なる文化や価値観を持つ者同士が互いに尊重し合い、共生を実現するもので、男女共同参画社会が目指すものと共通しています。

学習・教育機会を充実することにより、男女共同参画の必要性などについて理解促進を図り、性別による固定的な役割分担意識を解消することが必要です。

【 主 な 取 組 】

◇境港市女性団体連絡協議会が、講演会、学習・啓発活動等を活発に行えるよう支援します。

◇人権学習地区懇談会で、「男女共同参画の必要性」、「固定的性別役割分担意識に関する問題」について理解促進を図ります。

◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、「男女共同参画の必要性」、「固定的性別役割分担意識に関する問題」について広報啓発します。

◇市役所・事業所等の人権研修を、男女共同参画をテーマに取り上げ実施します。

◇学校生活全般にわたり、男女共同参画について学習します。

◇境港市男女共同参画センターに、関連資料や図書の充実を図ります。

◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（３） 子どもの男女共同参画の理解を促進します

【 施策の基本的方向 】

子どもたちが個性と能力を発揮し、男女ともに働き、互いに家庭を支え合うことができるよう、人権尊重や平等意識、男女共同参画について、発達段階に応じた理解を促進するために学校や家庭、地域における教育・啓発に努めます。

【 主 な 取 組 】

- ◇子ども用のパンフレットを作成・配布し、広報・啓発を行います。
- ◇学校生活全般にわたり、人権尊重に基づいたいじめ防止への取組、男女共同参画の視点に立った指導を行います。

◆課題２ あらゆる暴力を許さない意識づくりを 推進する

現 況

国の男女共同参画審議会が、女性の人権を保障する視点に立った各種の提言を行って以来、女性に対する暴力の防止について、県、市も取組を推進してきていますが、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、性犯罪、ストーカー行為、職場におけるハラスメントなど、さまざまな形態の暴力は依然として存在しています。

男女間におけるあらゆる暴力は重大な人権侵害でありますので、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であることを周知するとともに、関係機関が連携して相談・保護体制を整えることが必要です。

[ドメスティック・バイオレンス（DV）]

- ・夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる男女（パートナー）間における身体的・精神的・性的な暴力等、様々な暴力のこと

[セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）]

- ・相手方の意に反して行われる性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布なども含まれる。

[ハラスメント]

- ・特定、不特定多数を問わず相手似たいし、行為者の意図に関わらず不快にさせること、実質的な損害を与えるなど強く嫌がられる、道徳のない行為の一般的総称。

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

私たちの身の回りに起こりうる人権侵害や暴力に対しては、見過ごすことなく通報するなど関連機関と協力し適切に対応します。

また、性の商品化や性差別を助長するような表現をチェックし、人権尊重を阻害する要因をなくしていきます。

事業者

セクシュアル・ハラスメント等あらゆるハラスメントのない職場環境づくりに取り組みます。

市民活動団体

人権を尊重する意識の向上に関する活動を推進するとともに、被害者の自立支援への取組に協力します

教育関係者

学校生活のあらゆる場を通して、暴力は人権を否定するものであることを指導します。

市

市民活動団体との連携・協働により、女性の人権を尊重する事業を進めるとともに、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。

施策（４） DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発と被害者の支援体制を整備します

【 施策の基本的方向 】

ドメスティック・バイオレンスの被害者・加害者を出さないために、関係機関と連携して広報・啓発を行うとともに、被害者の相談・保護体制を整備します。

さらに、子どもに対して、暴力を根絶するための予防・啓発等の充実を図るなど、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

【 主 な 取 組 】

- ◇市報などを活用して、普及啓発活動を実施します。
- ◇街頭キャンペーン活動に参加し、啓発します。
- ◇DV関連チラシ等を市役所窓口のほか、公民館等に配架します。
- ◇児童相談所などの関係機関と連携して、DV被害者の相談体制・保護体制を整備します。
- ◇学校生活のあらゆる場面を通して、暴力は人権を否定するものであることを指導します。
- ◇幼稚園や保育園において、助産師が命の大切さを伝える事業を実施します。

■DVに関する相談

[性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）]

- ・鳥取県、医療機関、弁護士会、臨床心理士会など関係機関、団体が協力して、性暴力にあわれた方を支援する機関。
- ・電話相談、面接相談。医療的支援。医療機関等への付添い支援 など。

[鳥取県福祉相談センター（配偶者暴力相談支援センター）]

[鳥取県西部総合事務所福祉保健局 心と女性の相談室]

- ・身体への暴力や精神的な暴力についての相談、カウンセリング、一時保護、各種情報提供 など

[警察機関]

- ・警察本部や各警察署での電話や窓口相談。被害者の意思に基づく相手方の検挙や指導・警告。相手方からの暴力に対する自衛策・対応策についての情報提供

[鳥取県男女共同参画センター 西部相談室]

施策（５） セクシュアル・ハラスメントの防止対策を実施します

【 施策の基本的方向 】

セクシュアル・ハラスメントは、相手の意に反する性的な言動によって、不快感や不利益を与える人権侵害であると同時に、個人の能力発揮を妨げるものであります。

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止はもとより、学校や地域活動の場など職場以外でのセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発をしていく必要があります。

【 主 な 取 組 】

◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、広報啓発します。

◇事業者向けに、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。